

## プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の検討について

## 1. これまでの経緯等

- ・ 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装に係る再商品化の在り方について、平成19年2月より、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合（注）において検討。平成19年6月に取りまとめられ、以下のような基本的な方向性が示された。

## &lt;取りまとめのポイント&gt;

- 材料リサイクルについて、再商品化の効率化が図られる可能性を有しており、中長期的に、①材料リサイクル手法に適した分別収集区分等の設定、②その実施、③事業者による単一素材化等に向けた更なる取組、④技術開発等の在り方、について検討することが必要。
- こうした取組が進展するまでの間は、多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを確保しつつ、材料リサイクル手法の質を高めることが必要。このため、平成20年度より、再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合に限り、材料リサイクル手法を優先的に取り扱うべき。

注：正式には、「産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会」と「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会」の合同会合。

- ・ 上記取りまとめを踏まえ、平成20年度分入札より、バランスのとれた組合せを確保しつつ、一定の品質基準を満たす材料リサイクルのみを優先的に取り扱ってきているところ。
- ・ 平成21年度分入札については、品質基準を適用しつつ、バランスの取れた組合せの確保の観点から、緊急措置として、材料リサイクル事業者の落札可能量に調整率を乗ずる等の措置を講じたところ。

## 2. 審議の再開について

- ・ 平成22年度分以降の入札において、21年度と同様な措置を実施していくことは困難であり、プラスチック製容器包装リサイクルの再商品化の在り方について、前回の取りまとめ以降の状況等を踏まえ、改めて審議を行うことが必要。
- ・ このため、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を再開し、以下のような検討事項について審議。

### <検討事項>

- 再商品化手法のバランスの取れた組み合わせの在り方
- 材料リサイクルの質の向上
- 適正かつ安定的なリサイクルの確保 等